年企発 0927 第２号
令和３年９月 27 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長　殿

厚 生 労 働 省 年 金 局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 40 号）が令和２年６月５日に公布されたところであるが、今般、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和３年政令 229 号）が令和３年８月６日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和３年省令 159 号）が令和３年９月 27 にそれぞれ公布されたこと等を踏まえ、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年９月 27 日企国発第 18 号）の別紙を別添のとおり改正し、別添１を金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 50 号）の施行の日より、別添２を令和４年１月１日より、別添３を令和４年４月１日より、別添４を令和４年５月１日より、別添５を令和４年 10 月１日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

別添1

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成１３年９月２７日企国発第１８号）新旧対照表

（別紙１）

新

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項 １～７の３　（略） ８.運用の方法の選定及び提示並びに運用の指図に関する事項	（略） （略） （１）　（略） （２）企業型運用関連運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない。 ・重要情報（金融サービスの提供に関する法律に規定する重要事項に相当するもの）を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者または企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（運用の指図に充てた額から当該運用に係る個人別管理資産額を控除した額）を損害の額と推定する。 （３）　（略）	（略） （略） （略） ・左の規約承認事項の内容について、企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書に明記されていること。 （略）
８の２．指定運用方法の選定及び提示に関する事項	（１）　（略） （２）企業型運用関連運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない。 ・重要情報（金融サービスの提供に関する法律に規定する重要事項に相当するもの）を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する	（略） ・左の規約承認事項の内容について、企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書に明記されていること。

旧

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項 １～７の３　（略） ８.運用の方法の選定及び提示並びに運用の指図に関する事項	（略） （略） （１）　（略） （２）企業型運用関連運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない。 ・重要情報（金融商品の販売等に関する法律に規定する重要事項に相当するもの）を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者または企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（運用の指図に充てた額から当該運用に係る個人別管理資産額を控除した額）を損害の額と推定する。 （３）　（略）	（略） （略） （略） ・左の規約承認事項の内容について、企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書に明記されていること。 （略）
８の２．指定運用方法の選定及び提示に関する事項	（１）　（略） （２）企業型運用関連運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない。 ・重要情報（金融商品の販売等に関する法律に規定する重要事項に相当するもの）を提供しなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する	（略） ・左の規約承認事項の内容について、企業型運用関連運営管理機関との間の仮契約書に明記されていること。

８の３～12　（略）	責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（指定運用方法に充てた額から当該指定運用方法に係る個人別管理資産額を控除した額）を損害の額と推定する。 （略）	（略）

８の３～12　（略）	責任を負う。 ・その損害の賠償を請求するときは、元本欠損額（指定運用方法に充てた額から当該指定運用方法に係る個人別管理資産額を控除した額）を損害の額と推定する。 （略）	（略）

別添2

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成１３年９月２７日企国発第１８号）新旧対照表

新	旧
1　（略） 2　企業型年金規約に関する申請 （１）規約の承認申請及び変更の届出については、以下により申請するよう指導すること。 ①・②　（略） （削る） ③・④　（略） ⑤　前記①、②及び④の承認申請及び変更の届出においては、規約の概要として、次に掲げる事項を併せて事業主に届け出させること。 １.規約承認番号 ２.規約名 ３.実施（代表）事業所名称 ４.郵便番号 ５.所在地 ６.事業主名称 ７.郵便番号 ８.住所 ９.実施事業所数 10.企業型運用関連運営管理機関登録番号 11.企業型運用関連運営管理機関の名称 12.実施事業所連番 13.実施事業所名称	1　（略） 2　企業型年金規約に関する申請 （１）規約の承認申請等については、以下により申請するよう指導すること。 ①・②　（略） ③　前記①、②において、適格退職年金から資産の移換を行う場合においては、別紙４に掲げる書類を添付すること。 ④・⑤　（略） （新設）

14. 所在地 15. 事業主名称 16. 住所 17. 他の企業年金制度の有無 18. 他の企業年金制度の種類 19. 他の企業年金制度の規約番号 20. 拠出限度額の経過措置の適用 21. 個人型ＤＣの加入の可否 ⑥　前記①から⑤までに掲げる書類のほか、承認申請及び変更の届出に添付する書類は別紙７によること。 （２）　（略） （別紙１）～（別紙２－２）　（略）	⑥　前記①から⑤に掲げる書類の他、承認申請等に添付する書類は別紙７によること。 （２）　（略） （別紙１）～（別紙２－２）　（略）

（削る）

確定拠出年金企業型年金概要書（1/3）

〔規約名：　　〕

1 企業型年金　2 簡易企業型年金　※左記は該当するものに○を付してください。

実施（代表）事業所名称	所　在　地
	〒

事 業 主 名 称	住　所
	〒

業　態	従業員数	他の企業年金制度	実施事業所数
		1　無 2　有　（　　）	

事業主が行う運営管理業務の内容（委託する業務を除く。）					
運営管理機関 （３社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙２に記載のうえ添付してください。）	区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名称
			所在地		
	委託事務の内容				
	区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名称
			所 在 地		
	委託事務の内容				

資産管理機関	名　称	所　在　地

（削る）

確定拠出年金企業型年金概要書（2/3）

〔規約名：　　〕

加入者資格 （簡易企業型年金である場合は「1」に○を付してください。）	1　従業員全員 2　一定の資格 内容
掛金額の算定方法 （簡易企業型年金である場合は「1」に○を付してください。）	1　定額（　　） 2　定率（　　） 3　併用（　　） ＜特記事項＞
運用の方法 （該当するもの全てに○を付してください。）	1　預金または貯金 2　信託会社への信託 3　有価証券の売買 4　生命保険等または生命共済 5　損害保険
運用指図の方法	

事務費、手数料の負担 （負担者は 1　事業主 2　加入者 3　その他 負担方法は 1　掛金 2　資産 3　その他 負担時期・回数を記入）	事務費・手数料	負担者	負担方法	負担額・割合
	○運営管理機関 ・記録関連業務費用 ・運用関連業務費用 ・その他（　　） ○資産管理機関 ・資産管理費用 ・その他（　　） ○いわゆる投資教育に要する費用 ○法第25条第4項に係る費用			
	＜特記事項＞			

給付の方法	老齢給付　1　一時金有　2　一時金無 障害給付　1　一時金有　2　一時金無 ＜特記事項＞
返還資産額の有無	（算定方法） 1　有 2　無 ＜特記事項＞

（削る）

確定拠出年金企業型年金概要書（3/3）

○　**運用商品**

選定した運用商品の種類についてあるものを○で囲み、それぞれの数を記載する。

①　預金又は貯金　　品目

②　信託会社への信託　　品目

③　有価証券の売買　　品目

（そのうち、個別株又は個別株ファンドについて内容及びその数について記載してください。）

内容：

品目

④　生命保険等又は生命共済　　品目

⑤　損害保険　　品目

合計　　品目

○　**手数料**

加入者又は受給者一人当たりについて運営管理機関又は資産管理機関に支払う手数料の額（年額）及びそれぞれの負担者（事業主又は加入者等の別）を記載する。

	金額	負担者
①　運用関連運営管理機関に対する手数料	円	（　　）
②　記録関連運営管理機関に対する手数料	円	（　　）
③　資産管理機関に対する手数料	円	（　　）
④　運用商品に付随する手数料	円	（　　）
⑤　投資教育に要する経費	円	（　　）

○　**掛金**（年額）

掛金の水準がどの程度か記載する。

金額　　円から　　円

区分　　段階

（削る）

別紙１

実　施　事　業　所　一　覧

〔規約名：　　〕

実施事業所名称		所　在　地				
事 業 主 名 称		住　　所				
業　態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格年齢引上げ
		1　無 2　有（厚・確・私・石）	1　無 2　有（厚・確・中・退）	1　無 2　有	1　無 2　有	1　無 2　有
指定運用方法の名称又は運用の方法の種類						
実施事業所名称		所　在　地				
事 業 主 名 称		住　　所				
業　態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格年齢引上げ
		1　無 2　有（厚・確・私・石）	1　無 2　有（厚・確・中・退）	1　無 2　有	1　無 2　有	1　無 2　有
指定運用方法の名称又は運用の方法の種類						
実施事業所名称		所　在　地				
事 業 主 名 称		住　　所				
業　態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格年齢引上げ
		1　無 2　有（厚・確・私・石）	1　無 2　有（厚・確・中・退）	1　無 2　有	1　無 2　有	1　無 2　有
指定運用方法の名称又は運用の方法の種類						

（注１）厚＝厚生年金基金、確＝確定給付企業年金、中＝中小企業退職金共済、私＝私立学校教職員共済、退＝退職手当制度、石＝石炭鉱業年金基金

（注２）「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。

（注３）「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。

（注４）「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注５）「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注６）「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を６０歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注７）「指定運用方法の名称又は運用の方法の種類」欄は、当該事業所が指定運用法を提示している場合のみ、指定運用方法として選定する商品の名称又は確定拠出年金法施行令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分を記載すること。

（削る）

（別紙３）　（略）

別紙２

運　営　管　理　機　関　一　覧

〔規約名：　　〕

区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名　称	
		所 在 地			
委託事務の内容					
区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名　称	
		所 在 地			
委託事務の内容					
区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名　称	
		所 在 地			
委託事務の内容					
区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名　称	
		所 在 地			
委託事務の内容					
区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名　称	
		所 在 地			
委託事務の内容					
区分	1　委　託 2　再委託	登録番号		名　称	
		所 在 地			
委託事務の内容					

（別紙３）　（略）

（別紙４）　削除

（別紙４－１）

適格退職年金からの資産の移換に係る必要事項
（申請時に過去勤務債務等の現在額がない場合）

１．適格退職年金の積立状況

（平成○○年○○月○○日現在）

積　立　金　①	円
留保すべき金額　②	円
①　－　②	円

２．移換額の確認

資　産　額　①　＿＿＿＿＿＿

本人拠出分　②　＿＿＿＿＿＿

事業主拠出分　③　＿＿＿＿＿＿

移　換　額　④　＿＿＿＿＿＿

①　－　④　＿＿＿＿＿＿（０以上であること）

※　①本人拠出分の算定方法

承認要件の①の方法　□　（具体的に　　）

〃　②の方法　□　（乗じた率　　）

②本人拠出分の移換に係る同意方法

（　　）

（削る）

（別紙４－２）

適格退職年金からの資産の移換に係る必要事項
（申請時に過去勤務債務等の現在額がある場合）

１．適格退職年金の積立状況

（平成○○年○○月○○日現在）

積　　立　　金①	円
留保すべき金額②	円
①　－　②	円
未償却過去勤務債等の現在額に充てる額③	円
（①＋③）－②	円

２．移換額の確認

資　産　額　①　＿＿＿＿＿＿

本人拠出分　②　＿＿＿＿＿＿

事業主拠出分　③　＿＿＿＿＿＿

移　換　額　④　＿＿＿＿＿＿

①　－　④　＿＿＿＿＿＿（０以上であること）

※　①本人拠出分の算定方法

承認要件の①の方法　□　（具体的に　　）

〃　②の方法　□　（乗じた率　　）

②本人拠出分の移換に係る同意方法

（　　）

（削る） （別紙５）～（別紙７）　（略）	**（記入要領）** ※ 額の算定は、規約の施行日の５ヶ月前の日の属する月の末日以降の日を基準日として行う。 ※ 「積立金」は、適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額及び共済掛金積立金に相当する金額の合計額。 ※ 「留保すべき金額」は退職年金の給付に充てるため留保すべき金額。ただし、資産の移換と同時に給付水準を引き下げる場合は引き下げた後の退職年金の給付に充てるため留保すべき金額。 ※ 「未償却過去勤務債務等の現在額に充てる額」は、承認申請後、確定拠出年金に資産を移換するために未償却過去勤務債務等の現在額に充てる額として適格退職年金の退職年金規程に規定した額。 （別紙５）～（別紙７）　（略）

別添3

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成１３年９月２７日企国発第１８号）新旧対照表

（別紙１）

新

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項 １～８の３　（略） ９．給付の額及びその支給の方法に関する事項	（略） （略） （参考） 給付の種類 老齢給付金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金 （１）～（５）　（略） （６）老齢給付金 ①～④　（略） ⑤企業型年金加入者であった者が老齢給付金の請求をすることなく 75 歳に達したときは、資産管理機関はその者に企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき老齢給付金を支給する。 ⑥・⑦　（略） （７）・（８）　（略） （９）障害給付金 ①支給要件 ａ．企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（傷病）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）から起算して１年６月を経過した日（その間にその傷病が治った場合においては、その治った日（症状固定日）障害認定日）	（略） （略） （略） （略） ・75 歳到達時の裁定・支給方法が企業型年金規約に明記されていること。 （略） （略） （略）

旧

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項 １～８の３　（略） ９．給付の額及びその支給の方法に関する事項	（略） （略） （参考） 給付の種類 老齢給付金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金 （１）～（５）　（略） （６）老齢給付金 ①～④　（略） ⑤企業型年金加入者であった者が老齢給付金の請求をすることなく 70 歳に達したときは、資産管理機関はその者に企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき老齢給付金を支給する。 ⑥・⑦　（略） （７）・（８）　（略） （９）障害給付金 ①支給要件 ａ．企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（傷病）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）から起算して１年６月を経過した日（その間にその傷病が治った場合においては、その治った日（症状固定日）障害認定日）	（略） （略） （略） （略） ・70 歳到達時の裁定・支給方法が企業型年金規約に明記されていること。 （略） （略） （略）

10～12　（略）	から75歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請求することができる。 ｂ．企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（基準傷病）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある者であって基準傷病に係る障害認定日から75歳に達する日の前日までの間において初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害程度に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病の初診日以降であるとき）は、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請求できる。 ②～④　（略） （10）～（12）　（略） （略）	（略）

10～12　（略）	から70歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請求することができる。 ｂ．企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（基準傷病）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある者であって基準傷病に係る障害認定日から70歳に達する日の前日までの間において初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害程度に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病の初診日以降であるとき）は、その者は、その期間内に障害給付金の支給を請求できる。 ②～④　（略） （10）～（12）　（略） （略）	（略）

別添4

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成１３年９月２７日企国発第１８号）新旧対照表

（別紙１）

新

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項	・第３条第３項に掲げる事項が定められていること	・企業型年金規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）

旧

（別紙１）
承認要件等
（略）

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項	・第３条第３項に掲げる事項が定められていること	・企業型年金規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（60 歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあっては、60 歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で 60 歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該企業型年金規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る。）のうち 60 歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該事業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下「退職金共済」という。）又は退職手当制度であって資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者を含む。）を含む。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）

１・２　（略） ３.事業主が運営管理業務の全部　又一部を行う場合、その業務 ４.事業主が運営管理業務の全部　又は一部を委託した場合は(確定拠出年金運営管理機関が再委託する場合を含む)委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務	（略） （参考） 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。 ア．加入者及び運用指図者（加入者等）の氏名、　住所、個人別管理資産額その他の加入者等に　関する事項の記録、保存及び通知、加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会(以下「連合会」という。）への通知 イ．加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は連合会への通知 ウ・エ　（略）	（略） （略）	１・２　（略） ３.事業主が運営管理業務の全部　又一部を行う場合、その業務 ４.事業主が運営管理業務の全部　又は一部を委託した場合は(確定拠出年金運営管理機関が再委託する場合を含む)委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務	（略） （参考） 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。 ア．加入者及び運用指図者（加入者等）の氏名、　住所、個人別管理資産額その他の加入者等に　関する事項の記録、保存及び通知、加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会への通知 イ．加入者等が行った運用指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関又は国民年金基金連合会への通知 ウ・エ　（略）	（略） （略）
５　（略）	（略）	（略） （略）	５　（略）	（略）	（略） （略）
６.加入者資格に関する事項(加入者となることについて一定の資格を定める場合)	・実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあっては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。	・別紙参照 ・企業型年金加入者の任意により、その資格を喪失することができないものであること。 （企業型年金加入者の任意による資格喪失は、いかなる場合であっても認められないこと。） ・簡易企業型年金を実施する場合は、実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者（企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。）が、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格があることが要件であるため、一定の資格を定めることはできないこと。	６.加入者資格に関する事項(加入者となることについて一定の資格を定める場合)	・実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあっては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。	・別紙参照 ・企業型年金加入者の任意により、その資格を喪失することができないものであること。 （企業型年金加入者の任意による資格喪失は、いかなる場合であっても認められないこと。） ・簡易企業型年金を実施する場合は、実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者が、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格があることが要件であるため、一定の資格を定めることはできないこと。
（削除）	（削除）	（削除）	６の２.加入者資格の喪失に関する　事項（60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢に達したときに加入者　資格を喪失することを定める場合）	・60 歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあっては、当該年齢は 65 歳以下の年齢であること。	・資格喪失年齢は、60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢であること。 ・60 歳以上の資格喪失年齢を企業型年金規約に定める場合の加入対象者は、60 歳に達した日の前日において当該事業所に使用される第一

						号等厚生年金被保険者であった者であって、60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該企業型年金規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る。）のうち以下の者であること。 ①60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者。 ②60歳に達した日の前日が属する月以前において当該事業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度が適用されていた期間がある者であって、法第54条第1項の規定により資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者。
7～8の3　（略） 9.給付の額及びその支給の方法に関する事項	（略） （参考） 給付の種類 老齢給付金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金 （1）～（5）　（略） （6）老齢給付金 ①支給要件 企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。）であって次の各号に掲げるものが、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するとき ＊60歳以上61歳未満　10年 ＊61歳以上62歳未満　8年 ＊62歳以上63歳未満　6年	（略） （略） ・支給要件は、左の規約承認事項の内容に合致していること。	7～8の3　（略） 9.給付の額及びその支給の方法に関する事項	（略） （参考） 給付の種類 老齢給付金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金 （1）～（5）　（略） （6）老齢給付金 ①支給要件 企業型年金加入者であった者であって次の各号に掲げるものが（障害給付金の受給権者を除く。）、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するとき ＊60歳以上61歳未満　10年 ＊61歳以上62歳未満　8年 ＊62歳以上63歳未満　6年	（略） （略） ・支給要件は、左の規約承認事項の内容に合致していること。

		＊63 歳以上 64 歳未満　４年 ＊64 歳以上 65 歳未満　２年 ＊65 歳以上の者　　１月 ただし、企業型年金加入者であった者であって 60 歳以上 75 歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても企業型年金加入者となった日（２以上あるときは当該日のうち、最も早い日（厚生労働大臣が適当でないと認める場合にあっては、当該場合に係る日を除く。）ただし、企業型年金加入者となった日が 60 歳に到達した日前である場合にあっては、当該者が 60 歳に到達した日）から起算して５年を経過した日に支給要件を満たすものであること。 ②　（略） ③請求手続 ａ・ｂ　（略） ｃ．支給要件の判定に当たっては、以下の手続を経ること。 ○当該老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、当該請求を行った者に係る企業型年金加入者の資格の有無に係る情報の提供を求めることができる。 ○情報の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報を提供するものとする。	（略）		＊63 歳以上 64 歳未満　４年 ＊64 歳以上 65 歳未満　２年 ＊65 歳以上の者　　１月 ②　（略） ③請求手続 ａ・ｂ　（略） ｃ．支給要件の判定に当たっては、以下の手続を経ること。 （新設） （新設）	（略）

		○当該老齢給付金の支給の請求（法第33条第１項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、次に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めること。 ＜当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対して＞ ・規則第22条の２第５項第１号に掲げる事項 ＜当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対して＞ ・規則第22条の２第５項第２号に掲げる事項 ○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。				○当該老齢給付金の支給の請求（法第33条第１項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、次に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めること。 ＜当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等に対して＞ ・規則第22条の２第３項第１号に掲げる事項 ＜当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対して＞ ・規則第22条の２第３項第２号に掲げる事項 ○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。	

	④～⑦　（略） （７）～（11）　（略） （12）脱退一時金（法附則第２条の２） ①支給要件 企業型年金加入者であった者であって、ａ～ｃのいずれにも該当する場合又はａ、ｃ及びｄのいずれにも該当する場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。 ａ　（略） ｂ．当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハまでに掲げる額を合算した額からニ及びホに掲げる額を合算した額を控除して得た額が一万五千円以下であること。 イ～ニ　（略） ホ　法第 54 条の４第２項若しくは第 54 条の５第２項又は中小企業退職金共済法第 31 条の３第１項（同条第６項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額 ｃ　（略） ｄ．次のいずれにも該当すること。 イ　60 歳未満であること。 ロ　企業型年金加入者	（略） （略） （略）		④～⑦　（略） （７）～（11）　（略） （12）脱退一時金（法附則第２条の２） ①支給要件 企業型年金加入者であった者であって、次のいずれにも該当する場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。 ａ　（略） ｂ．当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハまでに掲げる額を合算した額からニ及びホに掲げる額を合算した額を控除して得た額が一万五千円以下であること。 イ～ニ　（略） ホ　法第 54 条の４第２項又は中小企業退職金共済法第 31 条の３第１項（同条第６項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額 ｃ　（略） （新設）	（略） （略） （略）

		でないこと。 ハ　法第 62 条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。 ニ　国民年金法附則第５条第１項第３号に掲げる者に該当しないこと。 ホ　障害給付金の受給権者でないこと。 ヘ　その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（法第 54 条第２項及び第 54 条の２第２項の規定により第 33 条第１項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第 74 条の２第２項の規定により算入された第 73 条の規定により準用する第 33 条第１項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）を合算した期間をいう。）が１月以上５年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として以下のｉからⅲまでに掲げる額を合算した額からⅳ及びｖに掲げる額を合算した額を控除した額が二十五万円以下であること ｉ　請求日が属する月の前月の末日におけ				

		る個人別管理資産の額 ⅱ　企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額 ⅲ　法第54条第１項若しくは第54条の２第１項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産又は法第74条の２第１項の規定に基づき連合会に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額 ⅳ　法第３条第３項第10号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額 ⅴ　法第54条の４第２項、第54条の５第２項若しくは第74条の４第２項又は中小企業退職金共済法第31条の３第１項の規定				

	により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額 ②請求手続 a　（略） b．請求書には、次に掲げる書類を添付すること。 イ　戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付すること。 ロ　①のｂに該当しない企業型年金加入者が脱退一時金の請求を行う場合にあっては、①のｄのハ及びニのいずれにも該当することを証する書類 c．支給要件の判定に当たっては、以下の手順を経ること。 ○脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、次に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めること。 ＜当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録			②請求手続 a　（略） b．請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付すること。 （新設） （新設） c．支給要件の判定に当たっては、以下の手順を経ること。 ○脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、次に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めること。 ＜当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録	

		関連運営管理機関等に対して＞ ・規則第 69 条の２第３項第１号に掲げる事項 ＜個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対して＞ ・規則第 69 条の２第３項第２号に掲げる事項 ○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。 ③・④　（略）			関連運営管理機関等に対して＞ ・規則第 69 条の２第４項第１号に掲げる事項 ＜個人型記録関連運営管理機関に対して＞ ・規則第 69 条の２第４項第２号に掲げる事項 ○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。 ③・④　（略）	
10. 実施事業所に使用された期間が３年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主に返還することを定めるときは当該返還資産額の算定方法に関する事項	・法第３条第３項第10号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第１号に規定する事業主が拠出した事業主掛金の額（次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。）とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第 21 条の２第１項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した企業型年金加入者又は法第 54 条第１項若しくは第 54 条の２第１項若しくは法第 80 条第１項若しくは第２項若しくは第３項の規定により資産が移換された者にあっては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。）がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。 ａ　（略）	（略）	10. 実施事業所に使用された期間が３年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主に返還することを定めるときは当該返還資産額の算定方法に関する事項	・法第３条第３項第10号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第１号に規定する事業主が拠出した事業主掛金の額（次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。）とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第 21 条の２第１項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した企業型年金加入者又は法第 54 条第１項若しくは第 54 条の２第１項若しくは法第 80 条第１項若しくは第２項若しくは第３項の規定により資産が移換された者にあっては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。）がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。 ａ　（略）	（略）

	b　法第 11 条第１号、第３号、第４号（厚生年金保険法第 14 条第５号に該当することにより第一号等厚生年金被保険者でなくなった場合に限る。）、第５号（法第４条第３項に規定する企業型年金規約の変更に係る場合及び企業型年金規約に企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以降の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であって、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失した場合に限る。）又は第６号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者			b　法第 11 条第１号、第３号、第５号（法第４条第３項に規定する企業型年金規約の変更に係る場合に限る。）又は第６号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者	
11　（略） 12.その他政令で定める事項 ア～ク　（略） ケ．確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に個人別管理資産を移換する場合にあっては、個人別管理資産の移換に関する事項	（略） ・退職金共済に個人別管理資産を移換する場合にあっては、法第 54 条の６に規定する合併等（以下「合併等」という。）として規則第 31 条の５に規定する行為を行った期日及び当該合併等により個人別管理資産を移換する旨（個人別管理資産の移換期日を含む。）を企業型年金規約に定めていること。 ・令第 25 条第２項に規定する企業型年金加入者の資格を喪失又は当該企業型年金が終了した場合の個人別管理資産の移換に関する事項について説明をすること。	（略） （略） ・法第 54 条の６の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中小企業退職金共済法第 31 条の４の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。 （略） ・事業主は、企業型年金の企業型年金加入者が資格喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に確定給付企業年金、企業年金連合会又は	11　（略） 12.その他政令で定める事項 ア～ク　（略） ケ．確定給付企業年金又は退職金共済に個人別管理資産を移換する場合にあっては、個人別管理資産の移換に関する事項	（略） ・退職金共済に個人別管理資産を移換する場合にあっては、法第 54 条の５に規定する合併等（以下「合併等」という。）として規則第 31 条の５に規定する行為を行った期日及び当該合併等により個人別管理資産を移換する旨（個人別管理資産の移換期日を含む。）を企業型年金規約に定めていること。 ・令第 25 条第２項に規定する企業型年金加入者の資格を喪失又は当該企業型年金が終了した場合の個人別管理資産の移換に関する事項について説明をすること。	（略） （略） ・法第 54 条の５の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中小企業退職金共済法第 31 条の４の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。 （略） ・事業主は、企業型年金の企業型年金加入者が資格喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に確定給付企業年金又は退職金共済に個人

	その他の事項について （1）～（9）　（略）	退職金共済に個人別管理資産を移換することができる旨（退職金共済に移換する場合にあっては、当該企業型年金加入者が中小企業退職金共済法第31条の3第1項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限る。）、その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項について、当該企業型年金加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に説明するものであること。 （注） その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項は、例えば、資格喪失日（企業型年金が終了した場合は、終了日）における個人別管理資産額及び通算加入者等期間、当該日において個人別管理資産を移換したとした場合に通算加入者等期間から控除される期間、確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済の制度の概要等を説明するものであること。 （略）

	その他の事項について （1）～（9）　（略）	別管理資産を移換することができる旨（退職金共済に移換する場合にあっては、当該企業型年金加入者が中小企業退職金共済法第31条の3第1項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限る。）、その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項について、当該企業型年金加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に説明するものであること。 （注） その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項は、例えば、資格喪失日（企業型年金が終了した場合は、終了日）における個人別管理資産額及び通算加入者等期間、当該日において個人別管理資産を移換したとした場合に通算加入者等期間から控除される期間、確定給付企業年金又は退職金共済の制度の概要等を説明するものであること。 （略）

（別紙） 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容 （１）法第３条第３項第６号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。 　なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつつ対処すること。 ①・②　（略） ③「一定の年齢」 「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とすること。 （注）確定拠出年金は従業員の老後の所得確保を図るための制度であって、「一定の年齢」を 60 歳より低い年齢とすることはできない。ただし、企業型年金の開始時及び企業型年金加入者の資格取得時に 50 歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60 歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50 歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせずに、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできるものであること。 ④　（略） （２）企業型年金加入者とすることについて「一定の資格」を定める場合、基本的には、 ア　（略） イ　上記（１）の③（注）ただし書及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金（④に掲げる場合に限る。）又は退職手当制度が適用されていること。 とするとともに、これらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。 　なお、従業員のうち、嘱託、臨時雇員（いわゆるパート職員を含む。）等、企業型年金加入者となる従業員と比べて給与規定、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無が異なる等、労働条件が著しく異なっている者については、企業型年金加入者とせず、かつ退職手当制度等において、企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる措置を講じないこととした場合でも、必ずしも不当に差別的な取扱いを行うこととならないものであること。 　また、法第３条第３項第 10 号に規定する算定方法に関する事項を企業型年金規約に定めたときは、勤務当初から、雇用期間が当該算定方法に係る期間未満であることが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される企業型年金規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることが可能であること。 （３）　（略）	（別紙） 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容 （１）法第３条第３項第６号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。 　なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつつ対処すること。 ①・②　（略） ③「一定の年齢」 企業型年金を実施するときに、「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とすること。（合理的な理由がある場合に限る） （注）一定の年齢で区分して加入資格に差に設けることは、基本的には合理的な理由がないと考えられることからできないが、企業型年金の開始時及び企業型年金加入者の資格取得時に 50 歳以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60 歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、50 歳以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせずに、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とすることはできるものであること。 ④　（略） （２）企業型年金加入者とすることについて「一定の資格」を定める場合、基本的には、 ア　（略） イ　上記（１）の③及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金（④に掲げる場合に限る。）又は退職手当制度が適用されていること。 とするとともに、これらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。 　なお、従業員のうち、嘱託、臨時雇員（いわゆるパート職員を含む。）等、企業型年金加入者となる従業員と比べて給与規定、就業規則、雇用形態、退職金の適用の有無が異なる等、労働条件が著しく異なっている者については、企業型年金加入者とせず、かつ退職手当制度等において、企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる措置を講じないこととした場合でも、必ずしも不当に差別的な取扱いを行うこととならないものであること。 　また、法第３条第３項第 10 号に規定する算定方法に関する事項を企業型年金規約に定めたときは、勤務当初から、雇用期間が当該算定方法に係る期間未満であることが雇用契約等により確実に見込まれる者については、労使合意により作成される企業型年金規約等により明確化されるのであれば、代替措置を不要とすることが可能であること。 （３）　（略）

別添5

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成１３年９月２７日企国発第１８号）新旧対照表

（別紙１）

新

（別紙１）
承認要件等

○　確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第３条第２項第６号及び第６条第１項第９号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、企業型年金規約の条文で他の規定を引用している場合におけるその引用された規則・規程等であること。

（※）以下「法」とは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）、「令」とは、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）、「規則」とは、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）をいう。

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項	・第３条第３項に掲げる事項が定められていること	・企業型年金規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）
１～６　（略）		（略）
７．事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	（１）・（２）　（略） （削る） （３）事業主掛金を令第 11 条の企業型年金加入者の区分に応じて定める額を超えて拠出する拠出区分期間がある場合はその旨が定められていること。	（略） （略）

旧

（別紙１）
承認要件等

○　確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第３条第２項第６号及び第６条第１項第９号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、企業型年金規約の条文で他の規定を引用している場合におけるその引用された規則・規程等であること。

（※）以下「法」とは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）、「令」とは、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）、「規則」とは、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）をいう。

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第３条第３項	・第３条第３項に掲げる事項が定められていること	・企業型年金規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）
１～６　（略）		（略）
７．事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	（１）・（２）　（略） （３）事業主掛金の拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間につき１回に限り変更することができるものであること。 （新設）	（略）

	（４）事業主掛金を企業型掛金拠出単位期間を１月ごとに区分した期間ごとに拠出する以外の方法により拠出する場合又は（３）の令第 11 条の企業型年金加入者の区分に応じて定める額を超えて拠出する拠出区分期間がある場合のいずれかに該当するときは、その旨が定められていること。 （５）事業主掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間における企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額（拠出区分期間ごとに拠出する場合は、拠出することとなった日の前月までの各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額から前の拠出区分期間に係る掛金の拠出額を控除した額）を超えてはならないこと。 （拠出限度額） ・他制度加入者以外のもの　五万五千円 ・他制度加入者であるもの　二万七千五百円 （６）事業主掛金の拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間につき１回に限り変更することができるものであること。	・拠出限度額を超えないことが明記されていること。 ・規約に記載されている掛金額の上限が「政令第 11 条で定める額」等、法令を引用している場合は、事業主が企業型年金加入者に対してその額を周知することに努める旨規約に明記されていること。		（新設） （４）事業主掛金の額は、企業型掛金拠出単位期間における企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額（拠出区分期間ごとに拠出する場合は、拠出することとなった日の前月までの各月の末日における次の企業型年金加入者の区分に応じて定める額の合計額から前の拠出区分期間に係る掛金の拠出額を控除した額）を超えてはならないこと。 （拠出限度額） ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの　五万五千円 ・個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの　二万七千五百円 ・個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの　三万五千円 ・個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの　一万五千五百円 （新設）	・拠出限度額を超えないことが明記されていること。 ・規約に記載されている掛金額の上限が「政令第 11 条で定める額」等、法令を引用している場合は、事業主が企業型年金加入者に対してその額を周知することに努める旨規約に明記されていること。 ・個人型年金に同時加入することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。 ・個人型年金に同時加入することができる場合には、企業型年金加入者が企業型加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。
７の２．企業型年金加入	（１）企業型年金加入者が自ら掛金	・企業型年金加入者が、企業型年金加	７の２．企業型年金加入	（１）企業型年金加入者が自ら掛金	・企業型年金加入者が、企業型年金加

者掛金の額の決定又は変更の方法その他拠出に関する事項（企業型年金加入者が掛金を拠出することができる場合）	を拠出することができる場合には、あらかじめその旨及び企業型年金加入者掛金の拠出の方法について企業型年金規約に定められていること。	入者期間の計算の基礎となる企業型掛金拠出単位期間又は拠出区分期間ごとに、自ら掛金を拠出することができることが明記されていること。 ・企業型年金加入者掛金に係る拠出区分期間を定める場合は、月単位で区分けするものとし、1以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。 ・企業型年金加入者掛金の拠出は、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。 ・企業型年金加入者掛金を拠出するか、個人型年金に加入し個人型年金加入者掛金を拠出するかは、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の拠出を開始する場合の手続が定められていること。 ・事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金との合計が法第20条に規定する拠出限度額を超えてはならないこと。	者掛金の額の決定又は変更の方法その他拠出に関する事項（企業型年金加入者が掛金を拠出することができる場合）	を拠出することができる場合には、あらかじめその旨及び企業型年金加入者掛金の拠出の方法について企業型年金規約に定められていること。	入者期間の計算の基礎となる企業型掛金拠出単位期間又は拠出区分期間ごとに、自ら掛金を拠出することができることが明記されていること。 ・企業型年金加入者掛金に係る拠出区分期間を定める場合は、月単位で区分けするものとし、1以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。 ・企業型年金加入者掛金の拠出は、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。 ・企業型年金加入者掛金の拠出を開始する場合の手続が定められていること。 ・事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金との合計が法第20条に規定する拠出限度額を超えてはならないこと。
	（2）～（7）　（略）	（略）		（2）～（7）　（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	7の3．企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定めない場合であって、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定める場合はその旨	（1）企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。 （2）企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。	・個人型年金への同時加入に当たっては、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。
8～12　（略）	（略）	（略）	8～12　（略）	（略）	（略）